

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第三号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令を廃止する訓令

埼玉県立歴史と民俗の博物館長の職務の特例を定める訓令（平成十八年埼玉県教育委員会教育長訓令第七号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。